

イノシシ捕獲用箱わなの貸出について

市では、イノシシによる農作物等への被害を軽減するとともに、市民が安心して生活できる環境の保全を図るため、市が所有するイノシシ捕獲用箱わなの貸出を行っています。

○貸出の対象となる方について

(次の要件にすべて当てはまる方)

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) わな猟免許を取得している方
- (3) 申請年度において茨城県狩猟者登録を受けた方
- (4) 市税等の滞納がない方

○貸出箱わなについて

高さ1m×幅1m×奥行2m(両扉型・片扉型)
※仕掛けに要する蹴り糸は準備いただく必要があります。

○貸出期間について

平成30年11月15日から平成31年3月31日まで
※貸出期間満了後、速やかに返却してください。

○貸出の申請手続きについて

イノシシ捕獲用箱わな貸出申請書に必要事項を記入し、次の書類を添えて申請してください。内容を審査の上、貸出の可否を決定し、貸出を行います。

- (1) わな猟免許免状の写し
- (2) 当該年度における茨城県狩猟者登録証の写し
- (3) 箱わなを設置する場所のわかる図面
- (4) 箱わなを設置する土地所有者の同意書(自己の所有する土地以外に箱わなを設置する場合)

(5) 市税等納付状況調査同意書

○貸出の条件について

- (1) 箱わなの現状を変更しないこと。
- (2) 箱わなの借受によって生じる権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 箱わなの設置場所は常陸大宮市内とすること。
- (4) 箱わなの設置場所等に関する他人との利害関係に責任を持って対処すること。
- (5) 捕獲したイノシシの処分は、自己の責任において適正に行うこと。

○申請受付について

農林振興課または各支所で申請を受け付けています。
※箱わなの貸出は、山方支所または御前山支所で直接貸出になります。

問 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線206
山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121
美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111
御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

農業用使用済ビニール・ポリエチレン等の有料収集について

ハウス栽培・マルチ栽培等で使用した農業用使用済ビニール及び農業用使用済ポリエチレン等を山林や河川等に捨てたり、燃やしたりすることは法律で禁じられています。

次のとおり有料収集を行いますので、事前に申し込みのうえ、決められた収集場所まで個人で搬入してください。

○実施期日 3月12日(火)

○収集場所及び時間

地域	場所	時間
大宮御前山	JA常陸集出荷所 (グリーンハウス大宮隣り) 若林1832-16	9:30～正午
山方	野上原簡易郵便局(野上750)	9:30～正午
美和	美和支所(高部5281-1)	9:30～正午
緒川	JA常陸緒川ライスセンター (上小瀬376-1)	9:30～正午

○料金

①登録料金 1,000円/1戸

②処理料金

- ・農業用使用済ビニール : 5円/kg
 - ・農業用使用済ポリエチレン等 : 18円/kg
- ※登録料金及び処理料金は当日徴収します。

○申込方法

2月15日(金)までに印鑑を持参のうえ下記へお申し込みください。

○受け入れできないもの

畔シート、不織布、マイカ線、園芸用連結ポット、フィルム用留め金、ブルーシート、農薬容器など

※搬入前には、出来る限り高圧洗浄機・動力噴霧器等により洗浄し、土砂等を洗い流してください。

※土の多い埋設部分は切り離し、必ず水洗いをして土を落としてください。

※水洗いが困難なマルチ等に使ったものは、よく土を落としてから、定められた方法(つづら折り、重さ10kg程度とし2か所縛る)で梱包してください。

申込・問 常陸大宮市農業用使用済プラスチック適正処理協議会(JA常陸 営農販売課内)
☎52-4510

問 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線206
山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121
美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111
御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111